

かけはし～世界子どもの日から考えよう～第57号

11月20日は世界子どもの日です。1959年11月20日に国連総会で『子どもの権利宣言』が採択され、その30年後の1989年11月20日に国連総会で『子どもの権利条約』が採択されたことが理由です。日本ユニセフのホームページには『6秒に1人の5歳未満児が命を落としている』『3億3300万人近くの子ども(6人に1人)が、極度の貧困状態(1日2.15米ドル未満)で暮らしている』『1億6000万人が、児童労働に従事している』など厳しい現実についての記載があります。

『子どもの権利条約』に限定していませんが、檀原市の人権教育推進の基本方針には『人権に関する国内外の宣言や規約・条約等についての学習』は普遍的な視点の学習内容例に記載されています。『子どもの権利条約』についての学習を大切だと考えておられる方は多いと思いますが、2023年にこども家庭庁が実施した調査によると『子どもの権利条約』の内容を「よく知っている」「少し知っている」と答えた大人は約2割という少し寂しい現実があります。



さて、具体的にどのような学習展開があるのでしょうか。『子どもの権利条約』は『なかま』と『なかまとともに』の両方に教材化されていますが、今回はユニセフの『子どもの権利条約』を学級経営に生かそうというハンドブックを紹介します。そこには4つの具体的な授業展開が掲載されており、その中に『子どもの権利条約』の40条までのカードを使った体験型学習の展開例が掲載されています。カード作成等に関わられた日本ユニセフ学校事業部の高円承子マネージャーは『子どもの権利条約』の日本語訳は小学生には難しい表現が多く、分かりやすい表現でカードを作成するのに苦労したと語っておられます。子どもが学習の主体となって取り組みやすいという特徴にプラスして40条すべてが取り上げられていることも『なかま』や『なかまとともに』とちがうこの教材の特徴だと考えます。

『子どもの権利条約』を学ぶことの大切さについてですが、子どもが子どもの権利を知ることとは、自分自身の権利を知ることと同時に、他者の権利を知ることでもあり、先生や大人たちの持つ権利に気づく機会にもなります。そのような学びを通して、お互いの権利の尊重や信頼関係の構築につながるのとことがハンドブックに記載されています。

また、ユニセフのホームページには「権利と義務の違いが分かり、自分を見るとすべて守られていたけれど、世界や日本で見ると全て守られていなかった。それを全て守られるようにするのは難しいけれど自分たちが知ればクラスでは守れるかなと思った。またそれを広げていけば世の中がよりよくなってくれるのではないかと思った。」といった学習後の子どもたちの感想がありました。『子どもの権利条約』を知ることを通して、子どもの考え方が広がり、自分のことだけではなく周りの人のことにも思いをはせることにつながっていて、私たちがめざす子どもの姿ともつながっていると感じました。

人権・地域教育課